

下 総 第 1 5 9 7 号  
令和3年(2021年)12月15日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様  
同 大 賀 一 慶 様  
同 香 川 昌 則 様  
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年1月14日付け監査報告第1号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

市民部人権・男女共同参画課  
観光スポーツ文化部文化振興課

### 市民部人権・男女共同参画課について

#### [指摘事項]

- (1) 行政財産の目的外使用の許可に関する事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生しないようチェックを強化し、適正に事務処理されたい。
- ア 土地を使用する物件の一部（支線）が漏れて許可されていた。
- イ 算定誤りにより本来徴収すべき使用料の額よりも少なく徴収していた。
- ウ 使用料を減免しているもの（決裁区分が丁に属するもの）について、下関市文書取扱規程第22条の3第7号の規定による管財課長への合議がされていなかった。

#### (改善措置状況)

- ア 使用許可の別紙使用物件詳細に全ての物件について記載することとし、適正な事務処理となるよう改めた。
- イ 令和3年1月15日付けで使用料の変更通知を行い追加徴収した。今後は適正な事務処理に努める。
- ウ 令和3年度の使用許可及び減免に係る伺いについて、管財課長への合議を徹底した。今後は、使用料減免の取扱いに関する通知文書などを抽出し、簿冊の巻頭に注意事項としてとじ込み、毎回確認することにより適正な事務処理に努める。

### 観光スポーツ文化部文化振興課について

#### [指摘事項]

- (1) 所管課は、収入未済となっている市民会館附属設備使用料（平成24年6月9日使用分）に係る延滞金を調定しているが、元になる債権が未収の段階で未確定の延滞金を調定することは不適當である。適正に事務処理されたい。
- また、所管課は、当該使用料を「非強制徴収公債権」に区分して債務者に督促や催告を行っていたが、時効期間（5年）が経過した後の令和2年度に当該使用料の区分を「私債権」に変更し、私債権としては時効期間（10年）が経過していないことから、引き続き債務者に催告等を行っている。「公債

権」であれば不納欠損していないことに疑義があり、「私債権」であれば「公債権」として行った督促処分等の取扱い（督促処分を取り消していなかったこと等）に疑義がある。関係課と協議し、適正に債権を管理されたい。

（改善措置状況）

本件、指摘事項に係る取扱いについて、債権回収対策室との協議の結果、本債権については、債務者に不利益な遡及とならないように平成24年当初判断をした「非強制徴収公債権」として取り扱うべきとの結論に至った。

よって、本債権は平成29年8月31日に時効が成立しているものとして、令和3年5月28日付け（乙決裁（財政部・総合政策部の合議））文書において不能欠損処理を行う方針を決定し、同日付けで欠損処分を行った。

また、今後同様の事例が生じた場合は、債権発生当初より私債権として適正に取り扱うよう徹底する。

〔指摘事項〕

- (2) 下関市民会館の管理運営に関する基本協定書第27条第1項に基づいて同施設の指定管理者が市に提出する各月の業務報告書に、同項で記載することとされている事項のうち、「基本的事項（開館時間、休館日）」、「施設利用者からの苦情及び事故並びにその対応状況に関する事項」、「自主事業の実施に関する事項」及び「自己評価に関する事項」が記載されていなかった。業務の実施状況を適切に確認するため、適正な書面を提出するよう指定管理者を指導するとともに、提出された書面の確認を徹底されたい。

（改善措置状況）

指定管理者を指導し、令和2年11月分の業務報告から「基本的事項（開館時間、休館日）」、「施設利用者からの苦情及び事故並びにその対応状況に関する事項」、「自主事業の実施に関する事項」及び「自己評価に関する事項」が提出されている。また、提出された書面が基本協定書に基づき提出されているか否かはチェックシートを作成し、確認の徹底を行っている。

〔指摘事項〕

- (3) 下関市民会館の管理運営に関する基本協定書及び下関市立近代先人顕彰館の管理運営に関する基本協定書に定めるところにより、両施設の指定管理者が自主事業を行う場合は、市の事前承諾が必要とされている。市は指定管理者が年間事業計画書とあわせて提出した自主事業計画書により承諾をしているが、計画書に記載された自主事業には実施時期や回数が未確定のものもあり、自主事業の実施を適正に承諾しているとは言い難い状態であった。自主事業の実施状況を適切に把握するため、適正な書面を提出するよう指定管理者を指導するとともに、提出された書面の確認を徹底され

たい。

(改善措置状況)

指定管理者が自主事業計画書を年間事業計画書のなかに記載して年間事業計画書を提出した際に、令和2年度までは年間事業計画書のみの承認をしていたが、令和3年度は年間事業計画書と自主事業計画書の両方の承諾を通知した。

また、当初の自主事業計画書では実施時期や回数が未確定だった事業等の内容が確定した場合や、計画が変更された場合には、指定管理者から当該事業等の実施前に変更に関する書面を提出させ、変更に係る承諾を通知している。各施設における最初の変更に関しては、下関市民会館に係る自主事業では令和3年5月10日付けで、下関市立近代先人顕彰館に係る自主事業では令和3年4月22日付けで変更の承諾を通知した。

以上